

浦添市教育委員会公告第 15 号

学校施設小営繕等業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 26 日

浦添市教育委員会
教育長 嵩元 盛兼



随意契約の事前公表

1 契約件名	学校施設小営繕業務委託
2 契約内容	市内各幼稚園、小・中学校施設内の簡易な補修・修繕作業及び軽易な労務作業等について年間契約する。
3 契約の相手方の決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選定基準	(1)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 (2)本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申請方法	見積書提出による。
6 契約担当課	教育部 施設課 電話番号 (098) - 876-1217 (直通)